

## 第2章 計画の基本方向

### 1 基本理念

国の「障害者基本計画（第4次）」では、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すことが掲げられており、障がい者を社会のあらゆる活動に参加する主体として捉え、自らの能力を最大限発揮し自己実現できるように支援することと、障がい者の社会参加を制約している社会的な障壁を取り除くことを障がい者施策の基本方向としています。

#### ■障害者基本計画の基本理念（第4次）

改正された基本法第1条に規定されているように、障害者施策は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるという理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して講じられる必要がある。

本基本計画では、このような社会の実現に向け、障害者を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉え、障害者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するため、政府が取り組むべき障害者施策の基本的な方向を定めるものとする。

本市の「かみす共創まちづくりプラン（第2次神栖市総合計画）」では、“みんなでつくる新しい神栖市 ～かみすを好きな人があふれるまちを目指して～”という将来像を掲げ、福祉分野においては、“健康で人にやさしいまちづくり”を目指し、障がい福祉を含めた各種の福祉施策の展開を図ってきました。

障害福祉においては、以下の7つの方向性を示しています。

#### ■「かみす共創まちづくりプラン（第2次神栖市総合計画）」における障害福祉の方向性

- (1) 障がいに対する意識の醸成
- (2) 総合的な相談体制の整備
- (3) 保健・医療対策の推進
- (4) 在宅生活の支援
- (5) 施設サービスの充実
- (6) 社会参加の促進
- (7) 精神保健対策の推進

この基本理念は、本市の福祉施策の基本目標を踏まえたものであり、また、国の基本指針にある地域共生社会の実現と、障がい者の社会参加を制約している社会的な障壁を取り除くことにも通ずる内容となっています。基本理念である「地域でともに暮らせる 安全で安心のあるまちづくり」を目指して各種施策を推進します。

<基本理念>

地域でともに暮らせる  
安全で安心のあるまちづくり

## 2 基本目標

『地域でともに暮らせる 安全で安心のあるまちづくり』という基本理念のもと、障がい者が自らの能力を発揮して社会参加することができるように、あらゆる障壁を取り除いていくためには、本計画について広く理解してもらい、障がい者を取り巻くあらゆる場面において差別撤廃と合理的配慮を基本に、自立や社会参加の支援と、それを制約する障壁を取り除くように努めます。

### <基本目標1 「ノーマライゼーション」の推進【啓発・広報】>

誰もが住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を送れるよう、「ノーマライゼーション」を基本に、差別解消と合理的配慮など障がいと障がい者への正しい理解を深めるための啓発、福祉活動への参加を推進・促進します。

共生社会の実現に向け、市民が互いに支え合う意識を高め、地域活動やボランティア活動へ参画が進むよう、ボランティア及びボランティア団体の育成や活動を支援します。

### <基本目標2 地域でともに支え合う体制の整備【相談支援・生活支援】>

地域でともに支え合う社会を実現していくためには、障がいのある人の抱える課題を把握し、的確な支援につなげていくことが重要です。そのため、障がいのある人本人の意思を尊重して適切な助言や支援を行うことができるように、また必要な情報が取得できるように、相談支援と情報提供、コミュニケーション支援などの支援体制の充実を図ります。

障がいの早期発見・早期治療のために健康診査や健康づくりの事業を推進するとともに、障がいの特徴を踏まえた個別のニーズに早期に対応できるよう支援体制の充実を図ります。

特に精神障害のある人に対しては、保健・医療・福祉等と地域住民の理解及び自主的な活動組織の育成・支援が重要となることから、医療機関や保健所等と連携を図りながら相談体制の充実を図ります。

### <基本目標3 自立した生活の支援【福祉サービス・生活支援】>

---

障がいの重度化、当事者や介助者・支援者の高齢化、社会参加の進展等により、必要とされるサービスも多様化しています。障がいのある人が住み慣れた地域で自立した生活を継続できるように、相談支援とケアマネジメント体制を充実させ、生活支援のためのサービス・事業を推進します。このため、障害福祉サービス事業所などの育成、人材確保などサービス提供体制の確保を図ります。

### <基本目標4 個性に応じた保育・教育・学習の充実【保育・教育】>

---

障がいのある子どもが地域の中で一緒に育ち、生活できるように支援するための体制整備が重要であり、障がいの特徴や状況、成長段階に応じた相談体制、保育・教育体制の充実を図ります。

### <基本目標5 就労と社会参加が進む環境づくり【就労・社会参加】>

---

仕事をすることは社会的・経済的な自立につながり、地域にも好循環を生みます。このため、障がいのある人が意欲と能力を発揮でき、地域で働ける場・機会を増やすため、多様な主体が連携を図りながら、一般雇用、福祉的就労も含めて就労のための訓練や就労の機会の確保に努めます。

障がいの種別を超えた様々な人との交流、学習活動、地域活動への障がいのある人の参加を促進するとともに、参加を支援する取り組みを推進します。

### <基本目標6 人にやさしい安全・安心なまちづくり【生活環境】>

---

障がいのある方はもとより、誰もが安心して快適な生活を送れるよう、「すべての人にやさしいまちづくり」を進めます。障がいの特性に配慮し、ユニバーサルデザインの視点から生活環境の向上に努め、移動手段の確保、地域の安全・安心活動を推進します。

### 3 施策体系

#### 基本理念

地域でともに暮らせる 安全で安心のあるまちづくり

#### 基本目標

#### 施策の方向

